

令和6年度版

木造住宅耐震診断費補助金のご案内

申請受付期間

令和6年4月15日(月)～令和6年12月27日(金)



町では、地震に強いまちづくりを進めるため、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助します。

酒々井町まちづくり課

令和6年度 酒々井町木造住宅耐震診断補助制度

「酒々井町木造住宅耐震診断補助制度」は、地震時における木造住宅の安全性を高め、地震に強いまちづくりを進めるために、**昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づき建築された木造住宅**について耐震診断を実施した場合に、予算の範囲内で診断費の一部を補助するものです。

対象となる木造住宅

●次のすべてに該当するもの

- 町内に自ら所有し、かつ、居住する住宅
- 構造が、在来工法または枠組壁工法であるもの
- 一戸建ての住宅または併用住宅(居住部分が延べ床面積の2分の1以上のもの)
- 地上階数が2以下のもの
- 建築基準法・都市計画法・関係法令等に違反していないもの
- 昭和56年6月以降(新耐震基準)に10㎡以上の増改築を行っていない住宅

補助対象者

●次のすべてに該当するもの

- 酒々井町に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている方
- 世帯全員が町税等の滞納がないこと

耐震診断の内容

●建築士が、「木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行)により行う「一般診断(※1)」または「精密診断(※2)」となります。

※1 一般診断…主に図面等による診断
(改修工事の際に再度精密診断を実施する可能性有)

※2 精密診断…図面及び現地の詳細な調査による診断



上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

耐震診断の結果

※3 上部構造評点…上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値

(注1)町の耐震相談時に行った簡易診断の結果は、あくまでも目安ですので、耐震改修工事を予定されている方は、改めて建築士による耐震診断を受けてください。

(注2)上部構造評点が1.0未満の木造住宅については、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助対象住宅となります。

補助金の額

- 耐震診断に要する費用のうち、建築士に支払った額の **3分の2以内の額**(1,000円未満は切り捨て)で**上限額は7万円**となります。

交付申請書の受付期間

- 令和6年4月15日(月)～令和6年12月27日(金)まで
※令和7年2月末日までに実績報告書を提出できる耐震診断が対象となります。

注意事項

- 補助金交付決定前に耐震診断を実施した場合は、交付を受けることができません。**
- 昭和56年6月以降新耐震基準で建築された木造住宅、木造以外の住宅及び共同住宅は、対象となりません。(10㎡以上の増改築工事も同様です)
- 実績報告書は、令和7年2月末日までに必ず提出してください。
- 申請用紙等は、まちづくり課の窓口及び町のホームページから入手できます。

よくある質問

- Q. 耐震診断で何がわかりますか？
- A. 地震に対する安全性が分かります。また建物の老朽化による雨漏れや柱の腐朽、シロアリの被害の有無も確認できることがあります。
- Q. なぜ昭和56年6月以降の建物は補助金の対象にならないのですか？
- A. 過去の大震災で、建築基準法の改正(耐震基準の強化)された昭和56年6月以降に建設された建物の被害が比較的少なかった為補助金の対象外としています。
- Q. 耐震診断は誰に頼めばいいのですか？
- A. 耐震診断は、信頼のできる専門家(建築士)に依頼しましょう。
専門家に心当たりの無い場合は酒々井町役場まちづくり課にご相談下さい。
- Q. 診断費用はどれくらいかかるのですか？
- A. 建物の大きさ、図面の有無、診断方法などにより費用が決まります。
概ね90,000円～150,000円程度で、補助金を充てると自己負担は30,000円～80,000万円程度となります。

お問合せ先

酒々井町役場 まちづくり課 計画整備班
TEL 043-496-1171 内線 156 ・ FAX 043-496-5765
Mail keikaku@town.shisui.chiba.jp



補助金交付までの流れ

